

別海町議会会議録

第2号(令和8年3月10日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号)
- 日程第 3 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号)
- 日程第 4 議案第 4号 令和8年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 5号 令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6号 令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7号 令和8年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8号 令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9号 令和8年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和8年度別海町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和8年度別海町下水道等事業会計予算
- 日程第12 議案第20号 別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 9 号 別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について（農業用施設（放牧施設）設置工事）
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 5 同意第 1 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 6 報告第 4 号 専決処分の報告について（西春別北 1 号線改良舗装工事）
- 日程第 2 7 報告第 5 号 専決処分の報告について（町道西別地区 1 号幹線新生橋外 1 橋梁補修工事）
- 日程第 2 8 報告第 6 号 専決処分の報告について（町道本別誘導線交付金工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
（1）予算決算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号）
- 日程第 3 各議案の討論・採決
（1）予算決算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号）
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 8 年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 8 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 8 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 8 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 8 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 8 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 令和 8 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 令和 8 年度別海町下水道等事業会計予算
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第25号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第28号 別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第29号 別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第22 議案第30号 工事請負契約の締結について（農業用施設（放牧施設）設置工事）
- 日程第23 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第32号 町道の路線認定について
- 日程第25 同意第1号 根室町村等公平委員会委員の選任について
- 日程第26 報告第4号 専決処分の報告について（西春別北1号線改良舗装工事）
- 日程第27 報告第5号 専決処分の報告について（町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事）
- 日程第28 報告第6号 専決処分の報告について（町道本別誘導線交付金工事）

○出席議員（15名）

1番 市川聖母	2番 吉田和行
4番 伊勢徹	5番 貞宗拓雄
6番 宮越正人	7番 横田保江
8番 田村秀男	9番 小椋哲也
10番 外山浩司	11番 今西和雄
12番 松原政勝	13番 中村忠士
(午前) 14番 佐藤初雄	副議長 15番 戸田憲悦
議長 16番 西原浩	

○欠席議員（2名）

3番 高橋眞結美	(午後) 14番 佐藤初雄
----------	---------------

○出席説明員

町長 曾根興三	副町長 浦山吉人
教育長 相澤要	監査委員 斉藤雅美
総務部長 伊藤輝幸	総合政策部長 松本博史
経営管理部長 寺尾真太郎	福祉部長 宮本栄一
保健生活部長 小川信明	産業振興部長 小野武史
建設水道部長 外石昭博	病院事務長 三戸俊人
会計管理者 干場富夫	教育部長 干場みゆき
農業委員会事務局長 川畑智明	監査委員事務局長 木戸口誠
総務部次長 竹中利哉	総務部次長 松田勝広
総務部次長 岩口裕昭	総合政策部次長 小村茂

福祉部次長	石戸谷 友 絵	保健生活部次長	千 葉 宏
保健生活部次長	谷 村 将 志	建設水道部次長	新 堀 光 行
教育部次長	福 原 義 人	教育部次長	田 畑 直 樹
教育部次長	角 川 具 哉	尾岱沼支所長	門 間 勝 司
人事財産課長	齋 藤 陽	介護支援課長	高 橋 勇 樹
老人保健施設事務長	渡 辺 久 利	生活環境課長	上 田 健 一
母子健康センター長	根 本 博 美	農 政 課 長	皆 川 学
商工観光課長	堀 込 美 穂	管 理 課 長	入 田 浩 明
事業課長	佐 竹 和 仁	病院事務課長	椛 木 直 人
生涯学習課長	立 澤 雅 彦	図書館長他	堺 啓
税務課主幹	武 田 妙 子	総合政策課主幹	佐 藤 貴 也
人事財産課主幹	武 田 聖 士	財政課主幹	高 橋 克 彦
福祉課主幹	松 本 静 香	人事財産課主査	浦 部 裕 美 子
介護支援課主査	天 神 幸 子	町民課主査	永 田 恵 一
学校教育課主査	真 籠 美 香		

○議会議務局出席職員

事務局長 入 倉 伸 顕 主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

13番	中 村 忠 士	14番	佐 藤 初 雄
15番	戸 田 憲 悦	(追加) 1番	市 川 聖 母

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
定刻より若干早いわけですけれども、予定してる皆さんおそろいですので、ただいまから2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
欠席議員は、3番高橋議員であります。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
13番中村議員。
○13番（中村忠士君） はい。
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。
○14番（佐藤初雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。
○15番（戸田憲悦君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました議案第12号から議案第19号までの各会計補正予算8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和7年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和7年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第12号令和7年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和7年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和7年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号から日程第11 議案第11号まで

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第4号令和8年度別海町一般会計予算、日程第5 議案第5号令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第6号令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第7 議案第7号令和8年度別海町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第8号令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第9号令和8年度町立別海病院事業会計予算、日程第10 議案第10号令和8年度別海町水道事業会計予算、日程第11 議案第11号令和8年度別海町下水道等事業会計予算の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで、説明者に申し上げます。

この8件の令和8年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第4号令和8年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） それでは議案第4号の内容説明をいたします。

別冊の令和8年度別海町一般会計予算書の1ページを御覧ください。

令和8年度別海町一般会計予算。

令和8年度別海町一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291億8,000万円と定める。

第2項、歳入歳出。

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第4条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

第5条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算で、まず歳入です。

1款、町税、1項から5項で25億8,790万8,000円。

2款、地方譲与税、1項から3項で3億8,144万円。

3款、利子割交付金、1項で600万円。

4款、配当割交付金、1項で1,300万円。

5款、株式等譲渡所得割交付金、1項で1,900万円。

6款、法人事業税交付金、1項で3,900万円。

7款、地方消費税交付金、1項で4億4,300万円。

8款、環境性能割交付金、1項で300万円。

9款、国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で5,030万5,000円。

10款、地方特例交付金、1項で6,100万円。

11款、地方交付税、3ページにわたりまして、1項で80億円。

3ページにお進みください。

12款、交通安全対策特別交付金、1項で220万円。

13款、分担金及び負担金、1項と2項で3億6,446万6,000円。

14款、使用料及び手数料、1項から3項で2億8,497万5,000円。

15款、国庫支出金、1項から3項で24億3,232万7,000円。

16款、道支出金、1項から3項で15億3,926万9,000円。

17款、財産収入、1項と2項で1億111万3,000円。

18款、寄附金、1項で50億6,600万円。

19款、繰入金、1項で57億5,671万1,000円。

20款、繰越金、1項で1,000万円。

21款、諸収入、4ページにわたりまして、1項から5項で6億4,838万6,000円。

4ページにお進みください。

22款、町債、1項で13億7,090万円。

歳入合計で291億8,000万円とするものです。

5ページにお進みください。

歳出です。

1款、議会費、1項で8,971万5,000円。

2款、総務費、1項から6項で81億3,990万4,000円。

3款、民生費、1項と2項で29億5,760万9,000円。

4款、衛生費、1項から3項で26億1,549万2,000円。

5款、労働費、1項で81万6,000円。

6款、農林水産業費、1項から4項で34億9,207万6,000円。

7款、商工費、1項で8億789万7,000円。

8款、土木費、6ページにわたりまして、1項から5項で27億963万5,000円。

6ページにお進みください。

9款、消防費、1項で8億4,072万3,000円。

10款、教育費、1項から6項で22億3,924万5,000円。

11款、災害復旧費、1項で16万6,000円。

12款、公債費、1項で18億9,685万9,000円。

13款、給与費、1項で33億5,986万3,000円。

14款、予備費、1項で3,000万円。

歳出合計で291億8,000万円とするものです。

7ページにお進みください。

第2表、債務負担行為です。

1件目、総合計画策定推進事業は、第8次別海町総合計画策定に係る支援業務委託で、期間は令和9年度から令和10年度まで、限度額を1,101万1,000円とするものです。

2件目、景観保全推進事業は、計画策定に係る支援業務委託で、期間は令和9年度、限度額を803万円とするものです。

3件目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業、新中西別地区は、北海道農業公社が実施する装置整備等に対する負担事業で、期間は令和9年度から令和11年度、限度額を1億3,873万4,000円とするものです。

第3表、繰越明許費です。

10款、教育費、2項、小学校費、義務教育学校整備事業9,320万円は、別海中央地区義務教育学校建設に係る基本設計業務委託の工期が翌年度にわたる見込みによるものです。

8ページにお進みください。

第4表、地方債です。

1件ごとの説明は省略させていただき、表の1番上、1件目の振興奨励防犯灯維持管理等助成事業から、9ページにわたりまして、9ページの下から2段目、Jアラート受信機更新事業までの23事業の限度額の合計は13億7,090万円となります。

なお、全てにおいて起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は4%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明のほうは省略させていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが大きく飛びますけれども、281ページまでお進みください。

281ページ、給与費明細書になります。

1の特別職ですが、左、表の下段、前年度当初との比較の欄で説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で12万3,000円の増。

共済費で4万3,000円の減。

合計で8万円の増となります。

次の段、議員は、給与費の報酬で14万4,000円の減。

期末手当で15万2,000円の増。

共済費で88万7,000円の減。

合計で87万9,000円の減となります。

次の段、その他の特別職は、職員数が157人の減。

給与費の報酬で743万2,000円の減。

合計も同じく743万2,000円の減となります。

比較の欄の計では、職員数が157人の減、給与費の報酬で、757万6,000円の減。

期末手当で27万5,000円の増。

共済費で93万円の減。

全体の合計で823万1,000円の減となります。

282ページにお進みください。

2の一般職です。

(1)の総括でこちらも比較の欄で申し上げます。

上の表の下段になります。

職員数は2人の減。

上段の括弧書きは、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数、外数になりますけれども、6人の減。

給与費の報酬で3,357万7,000円の増。

給料で7,517万5,000円の増。

職員手当で4,123万7,000円の増。

共済費で1億111万8,000円の増。

合計で2億5,110万7,000円の増となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして、283ページ、アの会計年度任用職員以外の職員、284ページ、イの会計年度任用職員、続く285ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細及び286ページから289ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

290ページをお開きください。

290ページからは、債務負担行為に関する調書です。

こちらも1件ごとの説明は省略させていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備200m1牛乳充填機から、299ページまでお進みいただき299ページ、最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、西春別デイサービスセンターまでの全部で61件、これらの債務負担行為の限度額の合計は、53億7,716万5,000円。

前年度、令和7年度末までの支出見込額の合計は、8億3,036万4,000円。

当該年度、令和8年度ですけれども、令和8年度以降の支出予定額合計は16億198万9,000円。

この欄の上段の括弧内、4億4,313万7,000円は、令和8年度での支出予定額になります。

なお表の右側には、令和8年度以降の支出予定額に係る財源内訳のほうを記載しております。

最後になりますが、300ページにお進みください。

300ページは、地方債に関する調書です。

こちらも区分ごとの説明は省略させていただき、区分の1、公共事業等債から、1番下、区分15、道貸付金までの合計欄で申し上げます。

令和6年度末現在高は、160億2,514万5,000円。

その右側、令和7年度末、現在高見込額は154億3,070万9,000円。

次に令和8年度中、起債の見込額は13億7,090万円。

そして、令和8年度中、元金償還見込額は18億1,118万4,000円。

そして令和8年度末現在高見込額は150億42万5,000円となります。

以上で議案第4号令和8年度別海町一般会計予算の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第5号令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算の

説明を求めます。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 議案第5号令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算書の1ページを御覧ください。

令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億5,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに歳入です。

1款、国民健康保険税、1項で10億701万6,000円。

2款、道支出金、1項で15億2,924万4,000円。

3款、財産収入、1項で19万8,000円。

4款、繰入金、1項で1億2,102万8,000円。

5款、繰越金、1項で1万円。

6款、諸収入、1項と2項で50万4,000円。

歳入合計で26億5,800万円とするものです。

3ページを御覧ください。

続いて歳出です。

1款、総務費、1項から4項で1,975万円。

2款、保険給付費、1項で14億8,500万円。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項で10億5,418万1,000円。

4款、保健事業費、1項と2項で2,134万7,000円。

5款、基金積立金、1項で6,773万4,000円。

6款、諸支出金、1項で498万8,000円。

7款、予備費、1項で500万円。

歳出合計で26億5,800万円とするものです。

次の5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページを御覧ください。

給与費明細書です。

1の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬になります。

区分、本年度、その他特別職で、職員数は5名、給与費の報酬は19万5,000円。

表の1番下、比較の欄、その他特別職で、前年度と比較し、職員数が2名の減、給与費の報酬計及び合計で、それぞれ12万4,000円の減となります。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第6号令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○福祉部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（宮本栄一君） 議案第6号令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,630万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

最初に歳入です。

1款、介護サービス費、1項で1億3,651万2,000円。

2款、使用料及び手数料、1項と2項で4,052万4,000円。

3款、繰入金、1項で3億8,904万4,000円。

4款、繰越金、1項で1万円。

5款、諸収入、1項で21万円。

歳入合計で、5億6,630万円とするものです。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で1億7,024万5,000円。

2款、公債費、1項で5,410万5,000円。

3款、給与費、1項で3億3,895万円。

4款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で5億6,630万円とするものです。

5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の一般職（1）総括です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員で1名の減、給与費では、報酬で150万円の増、給料で770万円の増、職員手当で696万1,000円の増、給与費計で1,616万1,000円の増。

共済費は1,061万6,000円の増。

合計で2,677万7,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳、22ページのア、会計年度任用職員以外の職員、23ページ

のイ、会計年度任用職員、24ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、25ページから28ページまでの(3)給料及び職員手当の状況については、説明を省略させていただきます。

29ページをお開きください。

地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、令和6年度末現在高は1億6,334万5,000円。

令和7年度末現在高見込額は、1億1,193万9,000円。

令和8年度中増減見込みで、令和8年度中起債見込額はありません。

令和8年度中元金償還見込額は5,243万8,000円を予定し、令和8年度末現在高見込額が5,950万1,000円となるものです。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第7号令和8年度別海町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

○福祉部長(宮本栄一君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 福祉部長。

○福祉部長(宮本栄一君) 議案第7号令和8年度別海町介護保険特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の令和8年度別海町介護保険特別会計予算の1ページをお開きください。

令和8年度別海町介護保険特別会計予算。

令和8年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億970万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

最初に歳入です。

1款、保険料、1項で2億7,173万4,000円。

2款、分担金及び負担金、1項で277万2,000円。

3款、国庫支出金、1項と2項で2億6,018万9,000円。

4款、支払基金交付金、1項で3億4,401万7,000円。

5款、道支出金、1項と2項で1億8,903万2,000円。

6款、財産収入、1項で20万1,000円。

7款、繰入金、1項と2項で2億4,160万3,000円。

8款、繰越金、1項で1万円。

9款、諸収入、1項と2項で14万2,000円。

歳入合計で13億970万円とするものです。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

1款、総務費、1項から3項で1,626万8,000円。

2款、保険給付費、1項で12億2,423万円。

3款、地域支援事業費、1項から3項で6,560万1,000円。

4款、基金積立金、1項で20万1,000円。

5款、諸支出金、1項で40万円。

6款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で13億970万円とするものです。

5ページから22ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

23ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、こちらは介護認定審査会委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬となります。

本年度、その他の特別職の職員は14名で、給与費の報酬は92万4,000円とするものです。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第8号令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 議案第8号令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計の内容について説明します。

別冊の令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページを御覧ください。

令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,460万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料、1項で2億4,366万4,000円。

2款、繰入金、1項で8,071万5,000円。

3款、繰越金、1項で1,000円。

4款、諸収入、1項と2項で22万円。

歳入合計で3億2,460万円とするものです。

続いて下段、歳出です。

1款、総務費、1項と2項で209万6,000円。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項で3億1,929万4,000円。

3款、諸支出金、1項で、21万円。

4款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で3億2,460万円とするものです。

3 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で議案第 8 号の概要説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 9 号令和 8 年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） 議案第 9 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 8 年度町立別海病院事業会計予算書、1 ページを御覧ください。

令和 8 年度町立別海病院事業会計予算。

第 1 条、総則。

令和 8 年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1 項、病床数 8 4 床、1 号、一般病床 8 3 床、2 号、未熟児室 1 床。

2 項、年間患者数 8 万 8, 4 4 7 人、1 号、入院 1 万 9, 3 4 5 人、2 号、外来 6 万 9, 1 0 2 人。

3 項、1 日平均患者数 3 4 1 人、1 号、入院 5 3 人、2 号、外来 2 8 8 人。

4 項、主要な建設改良事業、医療機械器具整備事業、事業費 5, 7 9 9 万 2, 0 0 0 円。

院内総合情報システム整備事業、事業費 3 億 5, 4 3 1 万 4, 0 0 0 円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

1 款、病院事業収益、1 項から 3 項で 2 2 億 8, 6 5 9 万 1, 0 0 0 円。

支出。

1 款、病院事業費用、1 項から 4 項で 2 5 億 1, 1 1 8 万 5, 0 0 0 円。

2 ページを御覧ください。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6, 7 2 0 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3, 7 8 8 万 8, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 9 3 1 万 2, 0 0 0 円で補填するものとする。

収入。

1 款、資本的収入、1 項と 2 項で 4 億 7, 1 8 2 万 9, 0 0 0 円。

支出。

1 款、資本的支出、1 項と 2 項で、5 億 3, 9 0 2 万 9, 0 0 0 円。

第 5 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 2 億円と定める。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費 1 1 億 3, 2 0 8 万 6, 0 0 0 円。

2 号、交際費 1 0 0 万円。

続いて3ページです。

第7条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費255万1,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費2,969万6,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費605万2,000円。

4号、児童手当に要する経費799万円。

5号、院内保育所に要する経費812万9,000円。

6号、医師の派遣を受けることに要する経費6,870万7,000円。

第8条、棚卸資産の購入限度額。

棚卸資産の購入限度額は、2億8,464万円と定める。

第9条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、機械備品、名称、院内総合情報システム等、数量、一式。

第10条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により、消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため、項間の流用ができるものとする。

5ページからの予算実施計画及び8ページからの予算実施計画説明書は省略させていただき、15ページを御覧ください。

令和8年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は、各区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1,537万6,000円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3億4,731万8,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3億1,800万6,000円です。

区分合計での資金増減額は、右下、下から3段目で、4,468万8,000円マイナスとなります。

資金期末残高予定額は、右下最下段で、1億657万4,000円となる予定です。

この金額が令和9年3月末の現金預金残高となる予定です。

続きまして、16ページを御覧ください。

給与費明細書です。

1総括。

下段の比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職は4名の増、括弧内は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数で1名の減です。

給与費、給料4,433万3,000円の増、報酬4,996万4,000円の減、手当4,073万7,000円の増、給与費の計で3,510万6,000円の増。

法定福利費5,416万円の増。

合計で8,926万6,000円の増額となり、本年度合計で11億3,208万6,000円となる予定です。

以下、22ページまでの手当の内訳、2給料及び手当の増減額の明細、3給料及び手当の状況は、説明を省略させていただきます。

23ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は電子カルテシステムの更新で、限度額は3億1,847万円です。

支払い義務発生予定額は、令和8年度3億1,847万円です。

財源の内訳は、出資金3億1,840万円、損益勘定留保資金7万円です。

以下、27ページまでの町立別海病院事業予定損益計算書、町立別海病院事業予定貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第10号令和8年度別海町水道事業会計予算、議案第11号令和8年度別海町下水道等事業会計予算の2件について順次説明を求めます。

○建設水道部長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（外石昭博君） 議案第10号及び第11号を一括して説明いたします。

初めに、議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の令和8年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第10号令和8年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和8年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

1号、給水件数7,382件、2号、年間総給水量524万788立方メートル、3号、1日平均給水量1万4,358立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款、水道事業収益、1項と2項で11億1,581万4,000円。

支出です。

1款、水道事業費用、1項から3項で9億7,336万9,000円。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,016万5,000円は、減債積立金2億4,169万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,179万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億5,667万6,000円で補填するものとする。

収入です。

1 款、資本的収入、1 項から 4 項で 3 億 7, 8 3 8 万円。

支出です。

1 款、資本的支出、1 項から 3 項で 9 億 1, 8 5 4 万 5, 0 0 0 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、1 件目、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は 2 億 5, 0 0 0 万円。

2 件目、農業水路等長寿命化事業、限度額は 9 8 0 万円。

3 件目、道営農村集落基盤再編整備事業、限度額は 5, 8 6 0 万円。

4 件目、給水車等導入事業、限度額は 3, 2 2 0 万円。

いずれも起債の方法は証書借入利率は 4. 0 % 以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えすることができるとするものです。

3 ページにお進みください。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5, 0 0 0 万円と定める。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、6, 4 7 1 万 5, 0 0 0 円。

2 号、交際費、5 万円。

第 9 条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、3, 0 4 0 万 8, 0 0 0 円と定める。

5 ページからの予算実施計画及び 7 ページからの予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

1 6 ページをお開きください。

令和 8 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 3 億 3, 8 8 5 万 7, 0 0 0 円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 5 億 8, 8 7 0 万 9, 0 0 0 円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 1 億 8 9 0 万 9, 0 0 0 円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から 3 段目で、1 億 4, 0 9 4 万 3, 0 0 0 円のマイナス

となり、最下段の資金期末残高で28億3,361万1,000円となる予定です。

17ページにお進みください。

給与費明細書です。

1総括で、上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数の増減はありません。

給与費、給料47万7,000円の減。

手当81万6,000円の増。

給与費計で33万9,000円の増。

法定福利費120万5,000円の増。

合計154万4,000円の増となり、本年度合計で6,471万5,000円となる予定です。

以下、21ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、3の給料及び手当の状況、25ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第10号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第11号の内容説明をいたします。

別冊の令和8年度別海町下水道等事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第11号令和8年度別海町下水道等事業会計予算。

第1条、総則。

令和8年度別海町下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

1号、年間総処理水量98万2,573立方メートル。

2号、1日平均処理水量2,692立方メートル。

3号、主な建設改良事業、特定環境保全公共下水道事業2億4,000万5,000円、農業集落排水事業200万円、漁業集落排水事業1億6,513万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款、下水道事業収益、1項と2項で8億2,678万5,000円。

支出です。

1款、下水道事業費用、1項から3項で7億4,277万7,000円。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,786万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,095万5,000円、当年度分損益勘定留保資金7,430万4,000円、当年度未処分利益剰余金2,237万8,000円で補填するものとする。

収入です。

1款、資本的収入、1項から3項で4億599万3,000円。

支出です。

1 款、資本的支出、1 項から 4 項で 5 億 5,385 万 4,000 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、1 件目、特定環境保全公共下水道事業、限度額は 1 億 4,050 万円。

2 件目、農業集落排水事業、限度額は 200 万円。

3 件目、漁業集落排水事業、限度額は 9,000 万円。

いずれも起債の方法は証書借入、利率は 4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合は、債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができるとするものです。

3 ページにお進みください。

第 6 条、一時借入金、一時借入金の限度額は 2 億円と定める。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、営業費用と営業外費用の相互間。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費 5,321 万 7,000 円。

第 9 条、他会計からの補助金。

下水道等事業運営のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は 3 億 5,000 万円である。

5 ページからの予算実施計画及び 7 ページからの予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

13 ページをお開きください。

令和 8 年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 1 億 2,223 万 3,000 円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 2 億 5,768 万 4,000 円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で 1 億 3,379 万 3,000 円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から 3 段目で 1 億 65 万 8,000 円のマイナスとなり、最下段の資金期末残高で 1 億 6,141 万 4,000 円となる予定です。

14 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1 総括で、上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数 2 名の増、給与費、給料 889 万 8,000 円の増、手当 520 万 8,000 円の増、給与費計で 1,410 万 6,000 円の増。

法定福利費、345万円の増、合計1,755万6,000円の増となり、本年度合計で5,321万7,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、3の給料及び手当の状況、22ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第11号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第4号から議案第11号までの令和8年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和8年度別海町各会計予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第11号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第20号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（宮本栄一君） 議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書は17ページから29ページとなりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

本条例の概要を申し上げます。

初めに、1、条例の趣旨及び経緯についてです。

国の子供未来戦略方針において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設されました。

令和6年度に本町を含む全国118の自治体で試行的事業として実施が開始され、令和7年4月1日に、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく、「地域子ども・子育て支援事業の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」として制度化されました。

令和8年4月1日からは、この通園に対する給付として、子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付が創設され、全国の自治体において実施されることとなり、本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例に定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度からの制度開始に向け、本町の基準を条例で定めるものです。

次に、2、条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされています。

本町の条例は、国基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国基準のとおりとします。

議案資料の2ページを御覧ください。

3、条例の概要は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則、利用定員の基準、子供及び保護者の心身の状況並びに養育環境を把握するための面談などについて規定するものです。

それでは、議案本文の内容について囲み枠内の解説に基づいて御説明いたします。

議案資料の3ページをお開き願います。

第1章、総則です。

第1条、趣旨。

本条は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条の第2項に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めています。

第2条、一般原則は、4ページにわたりますが、本条は、良質な支援の提供義務、子供の人格尊重、連携体制の構築、人権擁護、虐待防止等、特定乳児等通園支援事業者が事業を実施する際の基本的な理念と運営上の一般原則を定めています。

第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。

第1節、利用定員に関する基準、第3条です。

以下、本条例の説明におきましては、特定乳児等通園支援事業者を事業者、特定乳児等通園支援事業所を、事業所として、一部省略して説明させていただきます。

本条は、事業者が設定すべき利用定員について定めています。

第2節、運営に関する基準。

第4条、面談は、5ページまでにわたりますが、本条は、事業者が、子供と保護者の心身の状況並びに養育環境を把握するための利用開始前に行う面談について定めています。

第5条、正当な理由のない提供拒否の禁止。

本条は、利用者からの申込みについて、正当な理由がなく、拒むことができないことを定めています。

第6条、あっせん及び要請に対する協力。

本条は、事業者に対して、市町村が行う利用あっせん及び要請への協力について定めています。

第7条、乳児等支援支給認定書に記載された事項の確認は6ページまでにわたりますが、本条は、事業者が初めて特定乳児等通園支援を提供する際の乳児等支援支給認定証の記載事項の確認について定めています。

第8条、乳児等支援給付の申請に係る援助。

本条は、事業者は、保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付の認定申請が行われるよう、必要な援助を行うことを定めています。

第9条、心身の状況等の把握。

本条は、事業者が支援の提供に当たって、子供と保護者の心身の状況や、養育環境、利用状況等の把握を行うことを定めています。

第10条、特定教育保育施設等との連携は、7ページまでにわたりますが、本条は、事業者が特定教育保育施設等との円滑な接続に向けた連携について定めています。

第11条、特定乳児等通園支援の提供の記録。

本条は、事業者が支援の提供に当たって提供内容等の必要な事項を記録することについて定めています。

第12条、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領は、8ページまでにわたりますが、本条は、事業者が保護者から支援を受けることができる基本的な費用負担・資質向上のための上乗せ費用、実費として徴収できる費用等の負担の仕組みについて定めています。

第13条、乳児等支援給付費の額に係る通知等。

本条は、事業者が保護者に対して行う乳児等支援給付に関する額の通知及び証明書の交付について定めています。

第14条、特定乳児等通園支援の取扱方針は、9ページまでにわたりますが、本条は、事業者は、子供及び保護者の状況に応じた適切な支援提供を行うよう定めています。

第15条、特定乳児と通園支援に関する評価等。

本条は、事業者が自ら提供する支援について、評価の実施と公表、改善を行うよう定めています。

第16条、相談及び援助。

本条は、事業者が子供と保護者の状況等の把握を行い、相談・助言を行うよう定めています。

第17条、緊急時等の対応は、10ページまでにわたりますが、本条は、事業所の職員が子供の体調に急変が生じた場合の必要な措置について定めています。

第18条、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知。

本条は、事業者は、保護者の不正受給等が判明した場合において、市町村に通知することを定めています。

19条、運営規程は11ページにわたりますが、本条は、事業者が事業の運営に関する重要事項を定めた運営規程の内容について定めています。

第20条、勤務体制の確保等。

本条は事業者が適切な支援を提供することができるよう、職員の勤務体制及び職員の資質の向上について定めています。

第21条、利用定員の遵守。

本条は、事業者が、1時間当たりの利用定員を超えて、特定乳児等通園支援の提供を行わないよう定めています。

第22条、掲示等は12ページまでにわたりますが、本条は、事業者は、運営規程の概要等の重要事項の掲示及びインターネット等による公表を行わなければならないことを定めています。

第23条、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則。

本条は、事業所において、子供の国籍、信条、社会的身分や支援に関する費用の支払い状況等によって差別的取扱いをしてはならないことを定めています。

第24条、虐待等の禁止。

本条は、事業所の職員は、子供に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる虐待等の禁止について定めています。

第25条、秘密保持等は13ページまでにわたりますが、本条は、事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子供またはその家族の秘密を漏らしてはならないこと及び事業者が他の事業者等に子供に関する情報を提供する際には、保護者からの同意を得る必要があることを定めています。

第26条、情報の提供等。

本条は、事業者における支援の内容に関する情報提供等と虚偽広告の禁止について定めています。

第27条、利益供与等の禁止は14ページまでにわたりますが、本条は、事業者とその他地域子ども・子育て支援事業等を行う者もしくは事業者またはその職員との間で、利用者紹介の対償として、金品等の利用供与及び収受の禁止について定めています。

第28条、苦情解決は15ページまでにわたりますが、本条は、事業者における子供または家族等からの苦情を受けるための窓口の設置及び苦情内容の記録等について定めています。

第29条、地域との連携等。

本条は、事業者は、地域住民等との連携及び交流に努めなければならないことを定めています。

第30条、事故発生の防止及び発生時の対応は、16ページまでにわたりますが、本条は、事業者が、事故の発生またはその再発を防止するための措置等の基準を定めています。

第31条、会計の区分。

本条は、事業者が特定乳児等通園支援事業の会計を、その他の事業の会計と区分しなければならないことを定めています。

第32条、記録の整備等。

本条は、事業者が事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録等に関する基準を定めています。

第3章、雑則です。

第33条、電磁的記録等は19ページまでにわたりますが、本条は、事業者は、記録作成、その他、これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、書面等にかえて、電磁的記録により行うことができることを定めています。

附則となりますが、この条例の施行日が令和8年4月1日からとなることと規定をしております。

以上で議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君)

質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第21号

○議長(西原 浩君) 日程第13 議案第21号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(松田勝広君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(松田勝広君) 議案第21号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書30ページを御覧ください。

初めに本条例の改正の要旨について説明いたします。

令和6年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子供や子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい連携の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

この財源については、令和8年4月1日から、全ての医療保険の保険料と合わせて徴収し、拠出されることとなっております。

国民健康保険税については、従来の課税区分に子ども・子育て支援納付金が新たに賦課区分として追加され、本年1月に北海道から標準保険税率の決定通知がありましたので、今般、別海町国民健康保険税条例において所要の改正を行うものです。

議案書は30ページから34ページまでとなりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料20ページを御覧ください。

20ページから29ページまでが、条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後、改正箇所は下線で示しています。

30ページにお進みください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

なお今般の条例改正に併せて文言等の整理を行っておりますが、こちらにつきましては説明を省略させていただきますので御承知おき願います。

それでは区分ごとに順次説明いたします。

区分1、課税額、第2条第1項の改正です。

改正内容は、従来の国民健康保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、そして介護納付金課税額の3区分での課税となっておりますが、これに子ども・子育て支援納付金課税額を新たに追加し、4区分での課税とするものです。

区分2、課税額及び保険税の減額。

第2条第5項の新設及び第21条第1項の改正です。

改正内容は、子ども・子育て支援納付金課税額においても、課税限度額を設定するもので、課税限度額を3万円とするものです。

区分3、被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第9条の4の新設です。

改正内容は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の率を100分の0.29とするものです。

区分4、被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、第9条の5の新設です。

改正内容は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を900円とするものです。

区分5、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額、第9条の6の新設です。

改正内容は、国民健康保険においては、18歳未満被保険者に賦課される均等割額については全額軽減を行うこととされており、当該軽減に要する費用を18歳以上被保険者で賄おうとするもので、18歳以上の被保険者に均等割額200円を賦課するものです。

31ページにお進みください。

区分6、被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額、第9条の7の新設です。

改正内容は、子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を、特定世帯以外の世帯は1,000円に、特定世帯は500円に、特定継続世帯は750円とするものです。

区分7、保険税の減額、第21条第1項第1号キから同号ケまでの新設です。

こちらは、子ども・子育て支援納付金課税額においても保険税の7割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第1号キは被保険者均等割額から減額する額を630円とするものです。

その下段、同号クは、18歳以上被保険者均等割額から減額する額を140円とするものです。

その下段、同号ケは、世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は700円に、特定世帯は350円に、特定継続世帯は525円とするものです。

32ページにお進みください。

区分8、保険税の減額、第21条第1項第2号キから5号ケまでの新設です。

こちらは、子ども・子育て支援納付金課税額においても、保険税の5割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第2号キは、被保険者均等割額から減額する額を450円とするものです。

その下段同号クは、18歳以上被保険者均等割額から減額する額を100円とするものです。

その下段同号ケは、世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は500円に、特定世帯は250円に、特定継続世帯は375円とするものです。

区分9、保険税の減額、第21条第1項第3号キから次ページ上段同号ケまでの新設です。

こちらは子ども・子育て支援納付金課税額においても、保険税の2割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第3号キは、被保険者均等割額から減額する額を180円とするものです。

その下段同号クは、18歳以上被保険者均等割額から減額する額を40円とするものです。

33ページにお進みください。

上段、第21条第1項第3号ケは、世帯別平等割額から減額する額を、特定世帯以外の世帯は200円に、特定世帯は100円に、特定継続世帯は150円とするものです。

区分10、保険税の減額、第21条第2項第3号の新設です。

改正内容は、国民健康保険加入世帯に未就学児がいる場合、子ども・子育て支援納付金課税額においても、被保険者均等割額を減額する額を規定する条文で、未就学児軽減の額を、ア、7割軽減の世帯は135円に、イ、5割軽減の世帯は225円に、ウ、2割軽減の世帯は360円に、エ、アからウ以外の世帯は450円とするものです。

区分11、保険税の減額、第21条第3項第7号から、同項第9号までの新設です。

改正内容は、国民健康保険加入世帯に出産を予定している被保険者がいる場合、子ども・子育て支援納付金課税額においても、所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を軽減する額を規定する条文です。

まず、第21条第3項第7号は、所得割額から減額する額を出産被保険者の所得割額の12分の1に、当該年度における産前産後期間の月数を乗じた額とするものです。

その下段、同項8号は、被保険者均等割額から減額する額を、出産被保険者の被保険者均等割額の12分の1に、当該年度における産前産後期間の月数を乗じた額とするものです。

その下段、同項9号は、18歳以上被保険者均等割額から減額する額を出産被保険者の18歳以上被保険者均等割額の12分の1に、当該年度における産前産後期間の月数を乗じた額とするものです。

区分12、保険税の減額、第21条第4項の新設です。

改正内容は、本制度が少子化対策等に関わるものであることを鑑み、子供がいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供、いわゆる高校生年代までの子供に係る均等割額については、全額軽減する措置を講じるとするものです。

最後に29ページにお戻りください。

中段附則です。

附則第1条、施行期日については、この条例は令和8年4月1日から施行するとするものです。

附則第2条、適用区分については、この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目はですね、限度額3万円ということで設定されていますけれども、おおよそで結構ですので、この限度額に達するという段階の所得が、どのぐらいの世帯が、ちょっとなかなか難しいと思うんですけど、おおよそで結構ですから、3万円に到達する段階の所得層ですね、どのぐらいの所得の方、世帯かということが1点目と、それから、担当としては、幾つかのモデルケースを考えておられるのではないかと思いますので、考えておられるそのモデルケースのですね、例えば子供さん2人、お父さんとお母さんがいるっていうようなそういう世帯だと考えて、平均的な所得っていうことで考えたら、どのぐらいの負担になるのかというような、そちらのモデルケースで結構ですから、2、3教えていただければというふうに思います。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） お答えいたします。

まず2番目のほうのちょっとモデルケースのほうから先にお答えさせていただきます。

一応3パターンちょっと御回答させていただくんですが、まずは30代夫婦の子供1人、年間所得として大体167万円未満のいわゆる低所得世帯と言われている方で、この子ども・子育ての部分を追加した場合に、5,961円ほどの増となります。

続いて二つ目、続いては、40代の夫、30代妻、子供1人の未就学児2名ですね、5人家族ということで、年間所得が167万円以上、439.5万円未満ですね、この中間層については、大体1万5,931円の増というふうに見込んでます。

また三つ目のパターンとしましては、もうお子さんがいない60から64歳までの御夫婦で年間所得が439万5,000円以上、866万5,000円の幅になりますけれども、この幅でお2人の部分でいくと、2万8,604円ほどの増というふうに見込んでおります。

1番目の質問にちょっと戻るんですが、そうすると、限度額3万円の大体の所得ということになりますと、今申し上げました、3番目の866万5,000円を超えてくるような年間所得であればですね、大体限度額3万円に近いのかなというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 所得によって差はあるわけですが、この最後の三つ目のパターンで言うと、約3万円の負担増ということになるわけですね。

国の措置として、子育ての部分については減額するとか、全額なくするとかっていう措置をとっていて、一定の配慮をされているというふうには分かるんですけども、相当の負担増ということになる。

制度的にそういうふうになるということなんで、これは町のね責任云々ということとは少し外れてくるというふうに私は思うんですけども、相当負担が大きくなるということに関して、町としての独自の措置については何か考えておられるかお聞きします。

○総務部次長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（松田勝広君） お答えします。

制度がですね、国の制度にのっとっているので町独自のものというのはちょっとなかなか厳しいものがあると思うんですけど、国民健康保険税のですね相談についてはですね、税務課で随時相談に乗りますので、その相談内容によってですね、いろいろ分納、分割等ですね、いろいろ相談には乗っていきたくて考えていきます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第14 議案第22号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第22号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第22号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中で引用している法律の条項番号を改める必要が生じたため、所要の改正を行おうとするものです。

議案書では35ページにおいて、改正文でお示ししておりますが、議案書の朗読は省略させていただき、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の34ページを御覧願います。

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第1条中段下線部の農業委員会等に関する法律の第29条第4項を、改正後においては、第35条第4項とするもので、内容そのものに変更はございません。

最後に、下段、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第23号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第23号別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第 2 3 号の内容説明をいたします。

議案書は 3 6 ページになります。

まず本条例改正の改正趣旨について申し上げます。

令和 7 年 4 月から、国家公務員の旅費に関する法律が改正、施行されておりました、国家公務員の赴任に係る費用が実費支給へ見直しが行われました。

本町におきましては、赴任に係る転居費用は、現在定額支給としておりますけれども、近年の転居費用の急激な高騰によりまして、遠隔地からの採用ですとか、派遣、研修、職員の自己負担が増大しており、職員の負担軽減及び人材確保の観点を踏まえまして、国家公務員に準じ、実情に即した実費支給へ改正したいとするほか、法律改正に併せ、文言等の整理を行うものであります。

具体的な改正につきましては、議案書は 3 6 ページから 3 8 ページにおいて改正文で示しておりますが、改正文の読み上げは省略させていただきまして議案資料により説明いたします。

議案資料の 3 5 ページを御覧ください。

別海町職員等の旅費に関する条例新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となります。

第 2 条、用語の定義の改正で、改正前の第 5 号、若しくは扶養親族を改正後において削除。

第 6 号は、改正前の扶養親族を家族とし、改正前、主として職員の収入によって生計を維持しているものを、改正後において、職員と生計を一にするものに改めるものです。

3 6 ページにお進みください。

3 6 ページ中段、第 6 条、旅費の種類の変更は、改正前の第 7 条を改正後の第 6 条に統合して、普通旅費という文言を旅費に改めます。

また、改正前の下段、第 7 条は、3 7 ページにわたりますけれども、第 7 条で規定しておりました移転料、着後手当、扶養親族移転料を、改正後の第 6 条第 8 号から第 1 0 号において転居費、着後滞在費、家族移転費という名称にそれぞれ改め、第 8 号の転居費は、赴任に伴う転居について実費額により支給する。第 9 号の着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在について支給する。第 1 0 号の家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給すると規定するものです。

3 8 ページにお進みください。

3 8 ページ下段、改正前、第 1 9 条から、4 0 ページにわたります第 2 1 条までは、これまでの移転料、着後手当、扶養親族移転料について個別具体的な取扱い規定を設けておりましたが、実費支給となることを背景にこれらの規定を廃止いたしまして、3 8 ページの下段、改正後の第 1 8 条において転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定に準じて町長が定めるとし、各費用の事務的な手続につきましては、規則等に委任する規定に改正するものです。

4 2 ページにお進みください。

4 2 ページは、別表の改正になります。

改正前下段、第 2 号の移転料の表は、移動距離に応じた定額表を設けておりましたが、

実費支給への改正とするため改正後において削除するものです。

改正後の別表につきましては、43ページとなります。

以上が改正趣旨に係る説明となります。

なお、条または項の廃止、追加に伴います条項番号の繰上げまたは繰下げ、その他、改正趣旨に影響しない文言等の整理も併せて行っておりますけれども、これらの説明につきましては省略させていただきます。

43ページにお進みください。

下段の附則となります。

「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで申し上げます。

佐藤初雄議員が、午後の会議を欠席します。

このため、会議録署名議員を議長において新たに追加指名いたします。

1番市川議員を追加指名いたします。

○1番（市川聖母君） はい。

◎日程第16 議案第24号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

本条例の改正は、令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除については、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたことにより、介護保険の第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定になるよう、保険料率の算定に関する特例が設けられることとなることから、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例について、当該特例の対象者を限定する規定を整備するものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料44ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明いたします。

附則第9条、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免。

第1項、第1号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

第2項、前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

第3号、第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

なお附則として、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第24号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第25号及び日程第18 議案第26号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第26号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） 議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号別海町証紙条例の一部を改正する条例の2件は、関連がありますので、一括して内容を説明いたします。

まず、議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の41ページを御覧ください。

本条例の改正の要旨について説明します。

現在のごみ処理手数料は、平成13年の設定以来、据え置いてまいりましたが、直近5年間の処理にかかる費用が、設定時の約1.7倍に増加しており、また、近隣市町との金額差も、2倍以上開いている状況にあります。

将来にわたり安定的な処理体制を維持するため、受益者負担の原則に基づき、今回ごみ処理手数料の改定を行うものであります。

手数料の見直しに当たりましては、現在のごみ処理手数料を設定した、平成13年から5年間の平均受益者負担割合を参考とし、本来であれば、負担割合15%を基準とすべきところではあります。

しかしながら、この基準をそのまま適用しますと、現在の金額から2倍以上への引上げとなり、町民生活への影響が極めて大きいものとなります。

そのため、今回は、激変緩和措置として、改定幅を現在の手数料の約1.5倍にとどめるよう設定し、本条例の一部を改正しようとするものです。

また、モバイルバッテリーなどの回収について、国の方針に基づき、併せて改正をするものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の46ページを御覧ください。

本条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正後の欄で説明します。

第16条は、排出禁止物を規定しており、第4号は、モバイルバッテリーなどの密閉型蓄電池について規定しています。

これらは、販売店などにおいて引き取られるものとしていましたが、もえないごみなどへの混入も増えてきており、収集の際に、火災の恐れがあることから、国の方針に基づき、危険ごみとして適正に収集処理するため、第4号を削除し、第5号及び第6号を繰り上げるものです。

別表第1は、ごみ処理手数料に係る種別、区分、金額を定めているものです。

改正後の区分欄に容器の種類を明確にするため、もえるごみ、もえないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の文言を加えて整理をしています。

次に金額ですが、一般ごみのもえるごみの容器10リットルを25円に、容器20リットルを50円に、容器45リットルを100円に、もえないごみの容器20リットルを50円に、容器45リットルを100円に改めます。

次に、資源ごみのかん容器45リットルを10円に、びん容器20リットルを10円に、ペットボトル容器45リットルを10円に、プラスチック製容器包装容器20リットルを10円に、容器45リットルを10円に改め、最後に粗大ごみ、町が指定する容器の使用が困難なもので、上記以外のとき1個につきを200円に改めるものです。

47ページを御覧ください。

下段附則です。

附則第1条、施行期日につきましては、「この条例は、令和8年10月1日から施行す

る。」とするものです。

附則第2条、経過措置につきましては、改正前に納付したごみ処理手数料、すなわち旧料金の指定ごみ袋等につきましては、在庫消費の期間として、3か月間の猶予を設け、令和8年12月31日までの間は、そのまま使用できることとするものです。

以上で議案第25号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第26号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の43ページを御覧ください。

本条例の改正は、ただいま説明しましたごみ処理手数料の改定に伴い、証紙の種類や様式等を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の48ページを御覧ください。

本条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正後の欄で説明いたします。

初めに議案第1条関係について説明いたします。

第3条第1項第1号は、証紙の種類を規定しているものですが、ごみ処理手数料の改定に伴い、改正前の券面額に加え、改正後の新しい券面額に改めるものです。

ごみ処理手数料改定前の券面額を含んでいる理由ですが、切替えを円滑に進めるため、手数料改定の施行日である10月1日より前に、町民の皆様が新しい指定ごみ袋等を購入できるよう、準備期間を設けるためです。

第8条第1項は、証紙の返還等を規定したものです。

手数料改定に伴い廃止される旧証紙につきまして、現金の還付を受けられる対象を明確にするため、ただし書に、売りさばき人が買受けたという文言を加えます。

これにより在庫を抱える販売店等への還付対応を規定するものであり、一般の方への還付を行うものではございません。

次に議案資料49ページを御覧ください。

51ページまで別海町収入証紙の様式となります。

第3条第1項の券面額の改正に伴い、様式を改めるものです。

次に、議案第2条について説明いたします。

議案資料52ページを御覧ください。

右が改正前、左が改正後となります。

改正後の欄で説明します。

こちらは、手数料改定が施行された後の規定となります。

第3条第1項第1号の証紙の種類から、改定前の古い手数料の額を削除し、改定後の手数料に対応するものへと改めるものです。

資料53ページを御覧ください。

55ページまで、別海町収入証紙の様式となります。

第3条第1項の券面額の改正に伴い、様式を改めるものです。

最後に56ページを御覧ください。

附則として、第1条、施行期日についてですが、新しいごみ袋等の販売を開始するため、第1条の規定は令和8年9月1日から施行します。

一方、古い手数料額を削除する第2条の規定については、手数料改定本施行に合わせて、令和8年10月1日とするものです。

附則第2条、経過措置につきましては、改正前に購入した証紙、すなわち、旧料金の指定ごみ袋等につきましては、在庫消費の期間として、3か月間の猶予を設け、令和8年12月31日までの間は、そのまま利用できることとするものです。

以上で議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第25号及び議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第27号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第27号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（堀込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀込美穂君） 議案第27号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明します。

議案書51ページを御覧ください。

初めに本条例の改正要旨について御説明します。

本条例は、町内の中小企業の育成振興と経営の安定化を図ることを目的として、中小企業の融資に対する利子補給などを行うための制度として制定しています。

昨年の3月定例会において、当時の景気を鑑み、補助金の1%を上乗せする特例措置期間を令和8年3月31日までとして制定しました。

しかし、国際的な情勢不安による物価・燃油価格高騰など、引き続き厳しい経営環境にある町内事業者の現状を踏まえ、さらに、特例期間を1年間延長するための改正を行うものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料で御説明します。

議案資料57ページを御覧ください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

附則第5項、利子補給の特例について、令和8年3月31日を令和9年3月31日に改めるものです。

なお、附則としまして、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第28号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第28号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○教育部次長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（田畑直樹君） 議案第28号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書は52ページ、議案資料は58ページとなります。

初めに、提案理由を説明させていただきます。

近年、大学等の授業料を初めとする教育に係る経費の引上げや、物価高騰による学生の生活費が増加傾向にあり、学生及び保護者の経済的負担が深刻化している状況にあります。

本条例はこのような状況に対応すべく、経済的理由により、教育の機会を断念することのないよう、奨学資金貸付内容の拡充等による教育機会の確保を図るため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正本文の朗読は省略させていただきます、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の58ページをお開き願います。

本条例改正案の新旧対照表でございます。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

まず、58ページ上段、第2条、資格並びに要件の改正は、奨学資金の貸付けを受ける者の第1号から第4号までの規定する資格要件の在学する学校の指定を、学校教育法に規定する大学、大学院、専修学校に在学する者に改め、その者の要件として、申請時において本町に住所を有する者を追加しようとするものでございます。

次に第3条、貸付申請の改正は、申請期限を4月10日までと定めて申請を受け付けておりましたが、家計急変等緊急的対応による利便性を考慮しまして、具体的な申請日を規則において定めることとし、規則で定める期日までに改めようとするものでございます。

59ページをお開きください。

第5条、貸付額の改正は、提案理由でも述べましたが、近年の授業料の引上げや物価高騰の影響により、経済的理由によって進学の道を断たれることのないよう、負担増の一部を補完するため、貸付額を月額3万円を限度としていたものを、月額10万円以内に改め、増額及び本町での就労要件を加味した、新たな修学支援事業との関連性を考慮し、ただし書に規定する在学による額の設定を削除しようとするものでございます。

なお現行において5万円の貸付けを履行している奨学生はございません。

第8条、奨学資金の償還の改正については、貸付額の増額改正に伴い、利用者の償還状況に鑑みて、償還期間を5年から10年に改めようとするものでございます。

第11条、償還金の減免、第2項の改正は、本町での就労要件を加味した新たな修学支援事業との関連性を考慮し、削除しようとするものでございます。

なお現行において減免対応している奨学生はおりません。

附則としまして、第1条、施行期日、「この条例は、令和8年4月1日から施行す

る。」とし、次のページ、第2条、経過措置として、「この条例による改正後の第2条及び第5条並びに第8条第1項の規定は、施行日以降に奨学資金の貸付けを受けようとする者に適用し、現に奨学資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。」とするものでございます。

以上で、議案第28条の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第29号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第29号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総合政策部次長（小村 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策部次長。

○総合政策部次長（小村 茂君） 議案第29号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、内容を御説明いたします。

議案書の54ページをお開きください。

本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づき、人口減少率や財政力指数などの要件により、令和4年4月から、町全域が過疎地域に指定されました。

これを受け、過疎法で定める過疎対策事業債など財政上の特別措置を活用することで、有利な財源確保が可能となり、より地域の発展を図るため、令和4年9月に本計画を策定し、各種事業を推進しているところであります。

現計画は、令和4年度から令和7年度までの計画であり、今年度いっぱい終了することから、令和8年度以降も引き続き過疎対策事業債などの有利な財政支援を活用し、地域の持続的な発展を図るため、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5か年計画と見直し、継続実施するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の変更では、あらかじめ北海道と協議を行っており、2月5日付にて、内容に異議がないものとして、協議が整っておりますので、申し添えます。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料、別海町過疎地域持続的発展市町村計画の概要版により御説明申し上げます。

議案資料の61ページをお開きください。

赤字で記載されている部分が今回変更となる部分であり、主な変更部分について御説明申し上げます。

表題下の計画策定の趣旨であります。同法に定める財政上の特別措置などを活用しつつ、地域の持続的な発展を図るため、本計画を策定するものとし、加えて、令和8年度以降も引き続き支援措置を活用できるように、計画の変更を行うものであります。

次の計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度の5か年へと変更しております。

続きまして、62ページをお開きください。

上段、基本目標につきましては、今まで別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略により設定されてきた目標人口を、第7次別海町総合計画の中間見直しによって、その本質を、総合計画に溶け込ませることとし、別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略と第7次別海町総合計画の一本化を図ってきたことから、設定目標人口については、第7次別海町総合計画を踏まえ、令和12年度に1万2,777人とし、変更しております。

その下、施策事項ごとの主な事業につきましては、64ページまで、各施策区分ごとにおける事業計画を記載しております。

白丸についてがハード事業であり、黒丸がソフト事業としております。

また、65ページ以降は新旧対照表を記載しておりますが、本計画が大冊となることから、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、最後になりますが、本計画については、町の持続的発展に向けた施策を町民とともに考え、時代に応じた事業の立案を行っていくことが何より重要であるとの認識から、本計画の変更をもって、引き続き財政上の特別措置の運用を図ってまいりたいと考えております。

以上で議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今回変更計画立てましたけどね、今後5年間のうちに、さらにこの計画を変更するというようなことが出てくるのでしょうか。

○総合政策部次長（小村 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策部次長。

○総合政策部次長（小村 茂君） お答えいたします。

今後、計画の内容を精査しながら、必要に応じ変更してまいりたいと考えております。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） それじゃ今年変更して、来年、事業のメニューか何かがたくさん出てきたら、その都度変更していくっていう考え方なんですわね。

辺地の整備計画みたくですわね、計画に事業費がのっとってる場合にはね、毎年、辺地は、計画変更してますけれども、過疎の計画の場合、これ見たら、事業費は何も載ってないんで、ただ事業メニューだけなのでね、令和4年から7年までのやつは、1回もそんなことが起きてないのに、今回は、ただ、来年も起きてくるっちゃうことですか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員にお答えします。

過疎計画というのは、これが完全で、最終計画ではありません。

あくまでもこれから5年間の過疎に対する、どういう事業を進めていくかという目標でございますので、その目標の中身が変わってきた場合には、変更もありうるということで、変更ありきではありません。

必要に応じてということで、柔軟に考えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第22 議案第30号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第30号工事請負契約の締結について（農業用施設（放牧施設）設置工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 議案第30号の内容説明をいたします。

議案書の55ページを御覧願います。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、農業用施設（放牧施設）設置工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億4,333万円、内消費税及び地方消費税額1,303万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、令和7年12月23日から令和8年1月16日までの休日を除く15日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月17日、角川建設株式会社、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、島影建設株式会社、株式会社別海の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億3,065万円、最低入札価格は1億3,030万円で、最低入札者であります、本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から10月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の114ページを御覧願います。

工事の場所は、図面中央左側、青色の実線で示す国道243号線に隣接する赤色の実線で表示している箇所内となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す施工箇所内に延べ延長3,452メートルの牧柵設置工事を行うものです。

資料115ページに、本工事に係る一般構造図を掲載しておりますが、詳細な内容につ

いては説明を省略させていただきます。

以上で議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第31号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第31号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 議案第31号の内容説明をいたします。

議案書の56ページを御覧ください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、3月3日、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、美原、上春別の二つの辺地です。

57ページにお進みください。

57ページ、美原辺地総合整備計画です。

美原辺地の総合整備計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になります。

交通道路施設において、橋梁長寿命化補修事業費の精査によるもので、変更後における事業費を2,941万4,000円、財源内訳は、特定財源を1,455万2,000円、一般財源を1,486万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,480万円とするものです。

58ページにお進みください。

次に上春別辺地総合整備計画です。

上春別辺地の総合整備計画は令和6年から令和10年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情において、へき地集会室の項を設けまして、必要とする事情をLED化改修工事により、児童の学校生活・学習環境を快適な状態に改善する必要があるとするものです。

次に3番の表になりますが、変更の内容は、2段目の産業農林道施設については、別海

第1地区農道整備事業外1事業の事業費の精査によるもので、変更後における事業費を8億5,878万円、財源内訳は、特定財源を6億6,555万4,000円、一般財源を1億9,322万6,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億9,300万円とするものです。

次に4段目にへき地集会室、小学校校舎等整備事業外1事業を加え、事業費を9,899万9,000円、財源内訳は、特定財源を5,350万円、一般財源を4,549万9,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を4,540万円とするものです。

以上で議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第32号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第32号町道路線の認定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（入田浩明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（入田浩明君） 議案第32号町道の路線認定について御説明いたします。

議案書の59ページをお開きください。

本案は、事業の実施に伴い、町道の認定が必要となったことから、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては議案資料により説明いたします。

議案資料の116ページをお開きください。

概要表となります。

既に認定している路線は749路線、総延長が1,193キロ、766.35メートルです。

今回の路線認定により、町道の路線は3路線増の752路線、総延長が220.80メートル増の1,193キロ、987.15メートルとなります。

117ページからは、今回認定する路線の一覧表、位置図を添付していますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第25 同意第1号

○議長（西原 浩君） 日程第25 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任につい

てを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第1号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の62ページをお開きください。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しておりまして、現在、羅臼町の石田順一氏、標津町の大木敏道氏、そして中標津町の大形幸男氏の3名の方が委員に選任されております。

委員の選任につきましては、関係4町長が協議をし、候補者を定めることとしております。

このたび、標津町の大木敏道氏が本年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、新たに標津町の本間英敏氏を根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

本間氏の主な経歴を申し上げますと、昭和55年3月に道東短期大学を卒業後、昭和55年4月に標津町役場に奉職され、教育委員会管理課長、税務課長、商工観光課長、教育委員会生涯学習課長等を歴任され、令和2年3月に定年退職されております。

定年退職後は、再任用職員として、税務課や保健福祉センター、教育委員会生涯学習課の参与を務められております。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間でございます。

本間氏につきましては、人格、識見ともに大変優れた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 報告第4号から日程第28 報告第6号まで

○議長（西原 浩君） 日程第26 報告第4号専決処分の報告について（西春別北1号線改良舗装工事）、日程第27 報告第5号専決処分の報告について（町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事）、日程第28 報告第6号専決処分の報告について（町道本別誘導線交付金工事）の3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） 報告第4号から第6号までの3件につきましては、一括

して説明させていただきます。

議案の63ページを御覧願います。

報告第4号から第6号までの専決処分の報告につきましては、いずれも、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された、工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第4号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和7年6月17日、議案第57号により議決を経て締結した、西春別北1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額8,844万円、内消費税及び地方消費税額804万円を8,880万3,000円、内消費税及び地方消費税額807万3,000円に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、産業廃棄物処理工及び準備費で、当初概数としていた数量が確定したことにより、36万3,000円の増額となったものです。

次に、報告第5号、議案書の64ページを御覧願います。

報告第5号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和7年7月29日、議案第67号により議決を経て締結した、町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額7,546万円、内消費税及び地方消費税額686万円を7,570万2,000円、内消費税及び地方消費税額688万2,000円に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、橋梁補修工、現場塗装工、仮設工及び共通仮設費で、当初概数としていた数量が確定したことにより、24万2,000円の増額となったものです。

次に、報告第6号、議案書の65ページにお進みください。

報告第6号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和7年7月29日、議案第68号により議決を経て締結、令和7年9月24日に専決処分した、町道本別誘導線交付金工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額6,340万4,000円、内消費税及び地方消費税額576万4,000円を6,483万4,000円、内消費税及び地方消費税額589万4,000円に改める。

変更の内容につきましては、道路土工、排水構造物工、舗装工、構造物撤去工及び共通仮設費で、当初概数としていた数量が確定したことにより、143万円の増額となったも

のです。

以上で、報告第4号から第6号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、11日水曜日は午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員

議員